

Title	規範政治学の基礎：ソーシャル・ディレンマとインテンシティー
Sub Title	
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.189- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

規範政治学の基礎

——ソーシャル・ディレンマとインテンシティ——

田 中 宏

問題提起

(一) 強制力について

(二) ソーシャル・ディレンマとインテンシティ

(三) 最適国家について

(四) 最適条件が満たされないケース

結 論

附論 強制力の定式化について

問題提起

政治現象とそれをもたらす要因はなにかを明らかにすること、これが筆者の関心事である。ここに政治現象とはグループの共通の利益の達成を目的とした共同歩調 (concerted actions) を確保すべく各成員が強制力 (coercion) を受容することを指すが、それが各種の問題のひとつの解法となっていることは否定できない事実である。ただ強制力をとまなう共同歩調が解決の方法になっているといっても、その解決方法が必要不可欠なものであるのか、それ

とも必要でないにもかかわらず現に解決方法になつてしまつてゐるのかを區別しておく必要がある。その上で強制力をともなう共同歩調を必要とする問題はどのような形式上の特徴をもつかを究明しておかなくてはならない。というのはこのようなノーマティブな基準があつてはじめて觀察される政治現象の体系的な評価が可能であり政治的解決による welfare の増大の方途が明らかになるからである。この基準を確定することが本稿の目的である。

右の間を究明するにあつて筆者が依拠する仮定は、個々人が自己の効用極大化を目的とした選択行動をとることである。つまり人々が共同歩調をとるか否かは彼等の選択に依存すると考へるのである。このような仮定の下で人々をして強制的な共同歩調を必要ならしめるための必要十分条件がソーシャル・ディレンマとインテンシティ(intensity)の同時併存である、というのが本稿の主張の眼目である。

以下では、まず強制力というタームを第一節で規定し、第二節でソーシャル・ディレンマとインテンシティを説明する。そしてそれらが相俟つて強制力をもたう共同歩調をもたらすことを述べる。第三節ではその適用例としてひとつの最適国家について論じ、最適性の条件を示す。第四節では最適性が満たされないケースを考察する。圧力団体論はその一例である。

(一)

政治とはなにか。問題があつて、それを解決しなくてはならない時にその解決の手段として強制的な共同歩調を以つてするところに政治の政治たる所以がある。つまり一群の人々がその共通の利益の確保を目的として共同歩調をとる場合がある。そのとき各自が独立にかつ自発的に共同歩調をとる誘因がないために各自をして強制的に共同歩調をとらしめる手段を講ずること。これが政治現象である。

ここにいう強制力の概念について少々説明が必要である。まず人は選択行動をとる。選択行動とは一定の与件の下で、代替的な方途の各々の便益と費用とを秤にかけ、その結果費用に比して便益が最大となる方途をとることである。ここに与件とは選択主体にとっては所与のもの、つまり自らコントロールできないものである。

さてAがBに対し強制力を揮うとはどういうことを考えよう。Bにとっては与件⁽¹⁾であるところのものをAがコントロールすることによって、当初のBの最適の選択肢を変更せしめてAの望む方向に引き寄せることができ、かつこれによりBの効用が減少することをいう。AのコントロールするBの与件とは、Bの選択肢の幅をせばめるとか、各選択肢の費用を増大せるとかがある。いずれもBにとっては効用が減少するケースである。ただしこのようなAの措置によりAの効用は増大しなくてはならない。

Bの変数を x とし、そのパラメーター y をAが変化させたとき y の値を1、変化させないとき y の値を0とする。Bの受けた強制力の大きさはBの効用 U^B で次のように示される。

$$U^B(x^*(0)) - U^B(x^*(1)) < 0$$

これはペナルティーといってもよい。またAについては、その効用 U^A は

$$U^A(x^*(1)) - U^A(x^*(0)) < 0$$

でなくてはならない。ここに $x^*(0)$ 、 $x^*(1)$ は、Bにとってのパラメーター y が0または1のときBが選択したそれぞれの最適値である。但し x はAにとってはパラメーターであるとしておく。詳細については附論を参照されたい。

Bの与件の一例としてBの選択肢についての情報をあげることができる。この情報をAのみが所有していて、Bに対しこの情報を故意に歪めたり、その一部を部分的に強調することにより、Bの最適な選択肢をAの望む方向に変化せしめ、その結果Bの効用を減少せしめるならば、これは定義によって強制となる。⁽²⁾デマや嘘というのは強制

になるのである。ついでのことながら自由を他人からの強制のないことと定義しておく。⁽³⁾

- (1) 強制力を与件と関連させたのはハイエクである。ただしここの定義はハイエクの定義とは同一ではない。F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty* (Routledge and Kegan Paul, 1960) pp.133-134.
- (2) E. Mack, "Natural and Contractual Rights," *Ethics*, Jan. 1977, pp. 153-154.
- (3) 筆者はこの定義を M. Friedman, *Capitalism & Freedom* (The University of Chicago Press, 1962) の中に見出したが、それがどの個所か確認できない。なお、Hayek, *op. cit.*, p. 12 をみよ。

(二)

ソーシャル・ディレンマについて説明しよう。ある事項についてもし全員が協力するならば各人は等しくある額の利得をうることができ、すべての成員が協力しないならば各人の受ける利得がおしなべて縮少する人々の集団を考える。個々の成員はこのとき協力するか協力しないかの選択をするのであるが、その場合各人は他の何人かの成員が協力するものと想定して行動すると仮定する。各人は自分が協力しないときにえられる利得が、他の成員に協力したときにえられる利得より大であるならば非協力の途を選択する。このような事情がすべての成員にあてはまるならば協力によってえられるはずのもっと大なる利得は実現されずに終わるのである。これをソーシャル・ディレンマという。

以上を式を用いて説明しよう。 n 人からなる集団を考え、その任意の一人の成員が協力の途を選択したときの利得を c 、非協力の途を選択したときの利得を d とする。ただしこれらの利得は他の成員が何人協力するかによってその値が変化するから、その成員の数を m ($0 \leq m \leq n$) とすれば、

$$d(m) > c(m+1)$$

(二)

$$\begin{matrix} d(m) \\ c(m+1) \end{matrix}$$

$$c(n) > d(0) \quad (2)$$

が同時に成立することがソーシャル・ディレンマである。ただし、 $\delta > \frac{\lambda}{n-1}$ とする⁽¹⁾。

さて人々が協力するならばえられるであろう一人あたりの利得⁽ⁿ⁾を公益 (public interest) とよび、自利追求のため非協力の途を選び、その結果この利益の実現を阻害する人をフリー・ライダー (free rider) とよぶことにする。具体例を挙げよう。

ある共有地で十人の農夫が一人一頭ずつの牛を飼育すると、牛は一樣に千ポンドになる。この頭数はこの牧草地で一頭千ポンドの牛を飼育しうる上限であるとする。もし一頭余分に追加されると各牛の肉は一樣に九百ポンドに下落するとする。個々の農夫は自分だけ一頭余分に導入すれば肉を八百ポンド増加させることができる。 $\therefore 900 \times 2 - 1000 \times 1 = 800$ 、またそのときグループ全体では百ポンドの肉の減少が生ずる。 $\therefore 900 \times 11 - 1000 \times 10 = 100$ 。ここに各農夫が自利を追求すれば共有地である牧草地は消滅する。

以上を先に示した記号でいえば、 $n = 10$, $n = 9$, $c(10) = 1000$, $d(9) = 1800$, $d(0) = 0$ であるから

$$d(9) > c(10)$$

$$c(10) > d(0)$$

が同時に成立する。つまりこれは、ソーシャル・ディレンマである。なおこの場合の公益とは各農夫が千ポンドの肉をうること、つまり共有地の存続であり、フリー・ライダーとは多くの肉をえようとする各農夫である。グループとは、もし各々が自制して協力すれば一人千ポンドの肉がえられるはずの農夫の集団をいう。

この説明をもうすこし一般化しておこう。それは以下の三つの項目に要約できる。

- (i) 自分をのぞく m 人が協力するという予想の下で一人の成員が非協力の途を選んだとき、その利得を $d(m)$ とする。

また自分をも含めてすべての成員が協力したときの彼の予想利得を $c(n)$ とする。

(ii) 非協力の途をとれば、彼はさしあたり $c(n)$ より δ だけ大なる利得があると予想するものの、この δ は彼をも含めたグループ全員が負担し、さらにこの他に λ の損失をもそのグループ全員に与えるとすれば、結局 $d(m)$ と $c(n)$ との差は $\delta - (n-m)(\delta + \lambda) / n$ である。 δ と λ は正の定数。

(iii) 各成員にとって、誰も協力しないと予想したとき自分も同じ非協力の途を選んだときの利得は、自分も含めて全員が協力したときの利得より小である。

と再構成できる。すると次のようにいえる。

$$d(m) = c(n) + \delta - \frac{(n-m)(\delta + \lambda)}{n}$$

$$c(m+1) = c(n) - \frac{(n-m-1)(\delta + \lambda)}{n}$$

が成立するが、これより

$$d(m) - c(m+1) = \delta - \frac{\delta + \lambda}{n} > 0 \quad (1)'$$

$$d(0) = c(n) + \delta - \frac{n(\delta + \lambda)}{n} = c(n) - \lambda < c(n) \quad (2)'$$

がえられる。⁽³⁾ここで注意を要するのは、協力する人数が最終結果を左右しないということである。これは(1)'と(2)'の式において m が消去されていることから明らかである。

上記では任意の成員は自己の選択行動が他の成員のそれに対しなんらの効果も与えないことを暗黙の前提として

いる。はたしてそうか。むしろグループの規模によってその効果の大きさが変わってくることは当然考えられるのである。グループの規模が小さいならば自己が協力するか否かの選択行動が他の成員の協力か非協力かの選択に大きな効果をおよぼすが、グループが大であればその効果が小さくなることが考えられる。このことは n を大きくしていくと他の事情が不変なかぎり $d(m) - c(n+1)$ の値が大になること、つまりフリー・ライダーが生ずること、また n を小さくしていくとその値は小さくなり、ついには負の値となりフリー・ライダーが生じなくなることが明らかになる。⁽⁴⁾これはかつてオルソンが主張した命題にほかならない。つまりソーシャル・ディレンマは他の事情にして等しいならばグループの規模が大きくなるにつれ生じ易くなるというものである。オルソンによれば、その最適の n の値が $d(m) - c(n+1)$ を正ならしめるならそのグループを latent (or large) group⁽⁵⁾ 負ならしめるならそのグループを privileged (or small) group とす。ソーシャル・ディレンマは latent group に生ずるというのがここでの帰結である。

さてこのようにソーシャル・ディレンマが生ずるとき、もしその利益なるものが緊要なものでないならば、それは放置され、ついには公益なるものは失なわれてしまうであろう。しかしもしその公益なるものが死活的に重要なものであるならばどうなるか。上記の式を用いて言えば、任意の n の値に対し⁽ⁿ⁾と λ のいずれか一方あるいは双方の値がきわめて大となるが、同時に δ の値も大であるために⁽¹⁾⁽²⁾式そのものも成立している場合であるが、このとき人々はどういう行動をとるか。その場合には人々は強制力によって公益を確保するように努めるであろう。つまり強制力という犠牲を払っても、それを上まわる利益が共同歩調によって確保されるのである。すなわち個々の成員の立場からは与件であるところのものを成員が共同して操作すること、つまり個々の成員にとっては λ や δ の値は所与であるが、全成員が λ の値に比して δ の値を小ならしめるように共同して操作し、⁽¹⁾⁽²⁾が成立しないようにす

ることである。つまりフリー・ライダーとなることのコストを共同で禁止的に高くするようペナルティーを課するのである。換言すればIntensity⁽⁶⁾の高い公益を確保するには共同歩調をとるためのルールを設定し、そのルールを遵守せしめるためにそれに違反した者にはペナルティーを課するという意味での強制力を以ってするのである。⁽⁷⁾先の例で言えば共有地の存続が死活的に重要であると認識されるならば、この種の共同歩調のための強制力が必要とされるのである。

われわれはこの共有地の例を一般化することができる。この地球をひとつの共有地とみなすことができ、各人のフリー・ライダー的行動によって大気汚染や資源の枯渇がもたらされるのも同じロジックが背後にあるからである。このロジックを政治に適用することが次節の課題である。

- (一) R. M. Dawes, "Formal Models of Dilemmas in Social Decision-Making," in *Human Judgement and Decision Processes*, Kaplan M. Fand Schwartz, S. ed. Academic Press 1975, pp. 89-90.
- (二) ハーディ W. F. Lloyd (1833) は「筆者未見」G. Hardin, "The Tragedy of Commons," *Science*, Dec., 1968. (ハーディン『地球に生を倫理』枯学社一九七五年より引用)。
- (三) Dawes, *op. cit.*, pp. 98-99.
- (四) Dawes, *ibid.*, p. 100.
- (五) Mancur Olson Jr., *The Logic of Collective Action* (Cambridge, Harvard University Press, revised edition 1971), pp. 43-52.
- (六) Intensity について筆者は限界代替率 (the marginal rate of substitution) で定義した。拙稿「代議制民主主義と情報のコスト」『法学研究』五三巻九号、八二頁参照。しかし、インテンシティは綜合余剰の相対的な大きさと定義するのがベターである。
- (七) 各成員をして自発的に共同歩調をとらせて公益を実現する方法として outside inducements の導入がある (Olson, *op. cit.*, pp. 43-52) が、しかしその場合には取引費用 (transaction cost) がかりすぎる。換言すれば共同歩調をとるための取引費用を最小化するものとして強制力の受容を考えるのである。

(三)

この節では前述の議論の適用例を示してみよう。まず国家の最小限の役割について論ずることにする。いま国家が存在しない状態を想定しよう。そこでは人々は多様の欲求をもっているが、その欲求をみたす手段が相対的に稀少である。するとそこに稀少な手段をめぐる各人間の利害が対立し闘争が生ずる。いわゆるホブズのいう「万人の万人に対する闘争状態」である。このような場合各人の生命、自由、財産の保全が危殆に頻することは明らかであろう。しかもこれらの保全は各人にとって緊急度の高いもの——インテンシティの高いものであることは疑いないところである。

ところで各人については闘争の場において任意の事項につき人に制せられることによって失う効用と人を制することによって得る効用とを比較する場合、前者の方が後者よりも大であると仮定する。人を制する確率も人に制せられる確率もともに不明であるならば、人は最悪の事態を予想してそれに対処する方策を講ずるであろう。すなわち事態が自分に不利であって他人に制せられそうな場合に、自分の生命、自由、財産が保証されるような契約を結ぶのである。そのかわりに事態が自分に有利で人を制することが可能な場合が生じても他人の生命、自由、財産を保証するのである。つまり一種の保険契約を各人の間で結ぶのである。

ところでこのルールを守るインセンティブが各人にあるであろうか。答は「ない」といふべきであろう。というのは事態はまさにソーシャル・ディレンマであるからだ。というのとは他の人々とたがいに矛を納めるといふ約束をしておいて他の人々がそれを守ることを確認した後に、いきなり自分は約束を破ってその人々の背後から矛を揮うということは約束を守るよりはるかに利得が大であるからである。各人はフリー・ライダーたんとするのである。

全ての人々がこのような打算をするならば事態は再び「万人の万人に対する闘争状態」に陥入らざるを得ない。これは人々の生命、自由、財産が保全された状態よりはるかに劣悪な状態であると人々は判断するであろう。そこで人々は矛を納めるといふルールを設定し、それが遵守されるよう違反者にはペナルティーを課そうとする。そのためには各人がその武力を挙げてそれを単一の機関に委託すること―その機関を武力行使の独占者となすことが必要である。またこの保険契約の目的からその機関の武力行使あるいは威嚇は各成員の生命、自由、財産の保全のためにのみなされることが必要である。このような機能をもつ機関を最小国家⁽²⁾あるいは最小限の役割をもつ国家とよぶ。これはまさに人々の厚生を増大させる仕組みである。ソーシャル・ディレンマとそれから脱却することのインテンシティの強さが共同歩調を確保するための強制力を生むということがこの一例から明らかである。

もとより、いったん国家が成立すると、人々は自利追求の手段として国家の強制力を利用しようとする。その結果、そうする必要のない問題解決のためにも強制力をもった共同歩調を求め、そのために強制力を利用してしまふのである。この点については後に言及することにして、さしあたり最小国家について考察を続けることにしよう。

さて共同歩調をとるために強制力を必要とするのは最小国家形成におけるのみではない。その国家内部にある機関あるいは組織の場合もそうであろう。例えば各職場や学校における内部規律、あるいは共同住宅における管理上の強制的なルールの場合がそれである。これらの事例は、それぞれのグループにおけるローカルな意味での「公益」を実現する上でフリー・ライダーの防止が（そのグループの成員にとって）必要となるからにはかならない。目的を達成するために強制力を伴った共同歩調を用いるという点に政治的特質を認めるわれわれの立場からすれば、政治は国家活動のみにかかわるものではなく、他のグループ活動にも認められるのである。

では国家のルールとその内部の各機関・組織（これらはすべてローカルなソーシャル・ディレンマ解消のために生成した

もの)のルールとの関係はどうあるべきなのか。この間に答えるには人々の各種の公益に対する選好順位を考察する必要がある。というのは公益を確保するためにルールが設定されるからである。ここにいう人々は無智のヴェール (veil of ignorance) につまれていて一寸先は闇であると考えているとしよう。つまり自分の能力や地位について無智であって、将来の自己のおかれる情況がどのようなものか予測がつかない。このようなとき人々は自己の予想される最悪な一連の情況を考え、その中から最良のものを選択する (maximin principle) のと仮定する。この人々においては各種の公益間の選好順位は同一であると仮定してよい。まずはじめに生命の、つぎに自由、財産の保全のサーヴィスという公益が、さらには職場や学校における機能保全や共同住宅の機能保全の公益がこの順序で欲求されていくのである。

ところでこれら公益はそのカバーする人々の範囲がグローバルなものあればローカルなものもある。また既述のように欲求の度合——インテンシティの大なるものもあれば、それが小なるものもある。もとよりグローバルとローカル、インテンシティの大と小といっても、これはあくまで相対的なものであるが、公益のカバーする範囲とそれに対する欲求の緊要度の二つの観点より公益の区別をしておく必要がある。以下ケースを二つに分けて論じよう。

ケース1 そのカバーする範囲が同一 (たとえばすべてグローバル) である公益のみを考える。そして人々の選好もまったく同一であると仮定する。つまりこれらの公益に対する人々の欲求の緊急性はおしなべて同一の序列をなしているとしよう。さてこれらの公益を享受するにはルール遵守のための強制力の受容という犠牲を払わなくてはならない。すなわち第 i 番目の公益について任意の成員のフリー・ライドしたときの効用であらわされた利得を d_i 、協力したときの利得——協力によって享受可能となる公益の効用 (綜合余剰)——を $c_i(n)$ とすると、ソーシャル・ディレンマであるから d_i は $c_i(n)$ より大である。つまり人々はフリー・ライダーになる。そこでベナルティーによって

失われる効用の大きさ p_i を

$$d_i - p_i \wedge c_i(n) \updownarrow p_i \vee d_i - c_i(n) \quad (i=1, 2, \dots, s)$$

を満たすように賦課すれば、フリー・ライダーを防止でき、したがって公益を享受できる。もとより $\delta \wedge c_i(n)$ ではなくてはならない。つまりサーヴィスの利得よりペナルティーからの犠牲が大きく評価されるならば、人々はその種の公益のサーヴィスの享受を見送るからである。

さてこのような状況の下で人々は次のような行動をとると仮定するのが自然であろう。すなわち各種公益からの効用(綜合余剰)の合計を一定とするという制約の下でペナルティーのもたらす犠牲の合計を最小化するということ、これである。そのためにはまず上記の式を満たす p_i の最小値 p_i^* を選択する。次に利得の大きい順に公益を並べておき、それに応じてペナルティーを大きい順に附与していき、両者の比率が各公益について同じ値になるようにすることである。記号で示すと、まず

$$c_1(n) \vee c_2(n) \vee \dots \vee c_s(n)$$

とすれば、これに依じて

$$\frac{c_1(n)}{p_1^*} = \frac{c_2(n)}{p_2^*} = \dots = \frac{c_s(n)}{p_s^*}$$

になるように各公益確保のための各々のペナルティーの大きさを設定することである。その結果

$$p_1^* \vee p_2^* \vee \dots \vee p_s^* \quad (3)$$

が成立しなくてはならない。ただしこのことから

$d_1 - c_1 > d_2 - c_2 > \dots > d_s - c_s$
 が成立するとはかぎらない。

(3) はインテンシティの順序が第一番目の公益は生命の保全、第二番目は自由の保全、第三番目は財産の保全とすれば、この順にペナルティの大きさを附与することを示す。これはたとえば第一番目の公益確保のためのルールと第二番目のそれとが両立しないときは第一番目のルールが優先されるということを意味するのである。

ケース2 そのカバーする範囲がグローバルな公益からローカルな公益へと公益の集合がスペクトラム (spectrum) をなしている場合を考え、また各公益に対する欲求の度合—綜合余剰—も大から小へと一義的に序列をなしていると仮定する。すなわち公益のカバーする範囲を人数 n_i で示すとすればつまり、

$$n_1 > n_2 > \dots > n_s$$

とするならば

$$c_1(n_1) > c_2(n_2) > \dots > c_s(n_s)$$

となると仮定する。このとき前と同様に人々のペナルティからの効用の減少分の和を最小にするには、

$$\frac{c_1(n_1)}{p_1^*} = \frac{c_2(n_2)}{p_2^*} = \dots = \frac{c_s(n_s)}{p_s^*}$$

でなくてはならず、前と同じ条件(3)が成立しなくてはならない。ただし $p_i^* (i=1, 2, \dots, s)$ の最適の適用範囲は n_i である。ただこのケースでは仮定により公益の、したがって公益確保のためのルールのカバーする範囲が縮小するにつれてそれに附与されるペナルティであらわされた強制力は相対的に弱くなるようにする。たとえば生命、自由、財産の保全のサーヴィスのためのルールがグローバルでかつインテンシティが第一順位であるとすればそのルール

に最大の強制力が与えられ、職場の機能や学校のそのの保全のサーヴィスのカバーする範囲とそれへのインテンシティが第二順位ならばそれに応ずるよう強制力の附与が第二順位にくる。以下同様である。このように各種ルールに対する強制力の最適配分がなされるとすれば、それはひとつの最適国家であり、先述の最小国家はこの特殊ケースとみなすことができる。以上は分権化の基礎であって、これによって国家あるいは政府のルールがその内部の組織のルールよりも優先されている事実を説明できる⁽³⁾。

以上では無智のヴェールを仮定したが、その意味を明らかにするためにその仮定を撤去し、人々がある程度の情報をもっているとあらためて仮定する。この仮定の下ではたして最適性の基準を確定することができるかを以下考察してみよう。ここにいうある程度の情報とは自分が現在および近い将来に他人と比較して有利な状況にあるかを判断できるだけの情報である。このような場合にはその置かれている特定の立場や能力の認知によって各種の公益に対する選好順位が規定されると考えられる。したがって人によって各種の公益確保のためのルールに対する選好順位は異なる。人々は生命、自由、財産の保全のサーヴィスに対してはそれを第一順位におくとしてもその他の「公益」については選好順位が異なる。たとえば牛肉の輸入制限については畜産業者は消費者よりも高い順位を与える。というのは牛肉の価格は彼等にとって死活的な重要性をもつが消費者にとってはそれは多数の中の一商品の価格にすぎないからである。ここに対立が生ずる。かりに畜産業者が牛肉の輸入制限を生命、自由、財産の保全とともに第一順位におくとしよう。彼等の強制力最小化行動——それと同値のことだが、一定の強制力の下で効用を最大化する行動——の解は当然第一順位に牛肉の輸入制限のルールに最大の強制力を附与することになる。すなわち牛肉の輸入制限を国家の強制力を体化したルールにしようとするのである。同じことは消費者についても言える。彼も自からの選好順位にもとづいて自から最適とする強制力の配分を実現しようとする。このように

畜産業者も消費者もそれぞれの特定の立場からする強制力についての最適配分の基準をもつことになる。ただそれだけの最適配分の基準が一致しないだけの話である。つまり百人百様の最適配分の基準が生ずるのである。が、最適配分の基準が百人百様であることは基準の意味をなさないといふべきであらう。

無智のヴェールの仮定の下での強制力についての共通の最適配分と、ある程度の情報が行きわたっているという仮定の下での百人百様の最適配分とは基準としてみるかぎり前者の方が妥当なものである。そこには立場の交換性という契機が存するからである。それは次のような事情を指すのである。

人々の現実を見るととき個々の人々はそれぞれが置かれた特定の状況に関する情報下で行動している。したがって各人はそれぞれ独自の最適配分を求めて行動するのは事実である。しかし彼等には「かりに自分が現状とちがってかくかくの状況にあるとしたらば、しかしかの行動をとるであらう」という想念がある。それがあればこそ現状が自己に有利な人の場合には他者への同情が生じ、現状が自己に不利な人々には他者への羨望が生ずる。同情といふ羨望というも、いずれもその向う先は理想であり倫理である。かかる想念が存するところに強制力の真の最適配分という基準の、あるいはもっとひろく「政治なるものがどのような領域において、またどのような形で必要とされるか」というノーマティブな問の、まさに依拠する経験的基盤がある。そして上に述べた無智のヴェールとはかかる想念を表現するための概念にしかすぎないのである。以下において最適性は無智のヴェールの想定の下での各人共通の最適性を指すものとする。

(1) ロールズの「無智のヴェール (veil of ignorance)」を仮定する。これは各人の立場の交換性を可能とする想定である。J. Rawls, "Justice as Fairness," *Philosophical Review*, April 1958. また無智のヴェールを徹去して各人の能力や地位等についての情報がある程度にきわたるとすれば、人々はマックス・ミンを行動準則にせず、したがって契約をすることはしない。そのかわりに生ずるひとつの可能性は武力統合 (outright conquest) による国家の形成である。

(2) 最小国家生成のメカニズムについては R. Nozick, *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books, 1974 および拙稿「市場機構による最小国家生成について」『法学研究』五五巻第一号を参照のこと。

(3) このような観点からプラトンの『国家』の内容を次のように解釈できる。上記で述べたように全体としての強制力を最小化ならしめるように強制力を各機関にあるプロポジションを以って配分したとしておく。いま人間の資質あるいは能力に格差があるとすれば、その中にどのような人をどの機関に配置して権限をもたしたらよいかが問題になる。これがプラトンの『国家』における主題の一つであってその答は各人はその能力に比例して各機関に配置されるべきである。つまり機関という媒介項を無視すれば能力のある人にはそれだけ多くの強制力が附与されるべきであるというのである。ただしこのように能力と強制力との比例的配分は放置しておいて自然に達成されるものではなく、それを司る「神的な配慮」が必要とされるのである。この配慮は一般の人には見受けられないし、かりに見受けられるとしてもそれを発現せしめるインセンティブがない。したがってその種の全体に対する配慮はすぐれた人——哲人王——の内に教育によって人為的に形成されねばならないとプラトンは説く。このようにプラトンの『国家』は強制力を伴う集団行動がどのような場で使われるべきかまた使われているか、あるいはどのような人々によって行使されるべきかまた行使されているかを主題とするが故に政治学上の著作たりうるのである。(プラトン『国家』田中美知太郎編訳中央公論社、第三、四、五、六、九の各巻参照。)

(四)

さてこの最適性がみたされない場合を考えよう。第一のケースについては簡単で、まず各公益を確保するための各ルールに強制力を附与するのはソーシャル・ディレンマからの脱却のためだという要件はみたされている。しかし強制力の強弱の附与の仕方がサーヴィスから得られる利得の大小に比して均衡を失しているということである。

第二のケースについてはどうか。これはたとえば第一順位の公益確保のためのルールに附与するべき強制力が第三順位のそのルールに附与されるということである。つまり第三順位のルールが職場のそれであるとすれば、それはグローバルな範囲にわたって最優先で貫徹される。職場のルールが過度に優先されたり、あるいは過大な範囲に適用されるのである。とくに後者の、過大な範囲に適用されるということは外部不経済効果をもつことと言いい換えてもよいが、それは社会全体の強制力の最小化を妨げるという意味で、社会の厚生を増大を阻害するのである。

ではどのような情況が強制力の最適配分を乱すのであろうか。それは先述した各人の地位や能力についての情報がいきわたっているという情況である。このような場合には人々は各自の特定の情況に制約されて、その下での自己に有利な強制力の配分の実現を目指すのであって、それは往々にして利害の対立をもたらすのである。ここに往々にしてというのは、かりに各人のおかれている情況が区々であって、しかもそれを各人が認識していても同一の選好をもつ場合がある。この場合には各人は期せずして同一の強制力の配分の実現を期することになるからである。が、これは稀有なケースというべきであらう。

さて利害対立をもたらす一例として先述の畜産業者の事例がある。肉の輸入制限による所得の確保というグループの共通の目標はグループの内部からみれば「公益」であるが、それは、あくまでローカルなものである。ただその目標の達成はそのグループの内部においてではなく外部への働きかけを通してはじめて可能なものである。これは共同住宅の管理上のルールにみられるように、ローカルな公益がそれ自身の機関の設定したルールによって内部的に——外部への効果を生ぜしめることなく——実現されるのとはことになっている。畜産業者の活動は無智のヴェールにおおわれた人々からすれば、低次の順位にありしかもローカルな「公益」でもない、単なる「私益」を国家の力によって——第一順位の強制力によって——実現しようとするものである。換言すればこれは過大な強制力を附与することを意味する。過大というのは、その程度がフリー・ライダー防止の程度以上に、またその適用範囲がグループ内に限定さるべきはずの強制力があるべき程度、範囲を越えて附与されてしまうことをいう。これは最適性を満たさない第二のケースにあたるのである。したがってこれはグローバルな意味でのソーシャル・ディレンマ脱却を理由とした強制力許容の論拠をもたないのである。これが圧力団体と呼ばれる所以である。もとより畜産業者のみが圧力団体となるものではない。この他に各種の業界や官僚の集団も例の強制力の最適配分を乱すか

ぎり圧力団体となるのである。⁽¹⁾さらにこうも言える。プラトンが独裁制や僭主制あるいは民主制を望ましからざる国制として論駁したのはそれらがかの最適性の条件を満たさないためであり、この点では圧力団体と同列である、と。ところで強制力について最適でない配分をもつ国家における国家権力をめぐっての闘争ははたして政治現象といえるか。われわれの定義によれば政治はある目的を達成するにあたって強制力を伴う共同歩調を以てするところに特徴があるのであるから、この種の闘争が政治現象となるのは(i)国家の強制力を獲得する目的のために、対立する集団のそれぞれの内部で強制力と共同歩調を用いるという場合、あるいは(ii)国家の強制力を獲得した上でそれを自己のなんらかの利益追求のために用いる際に自己のグループ以外の他の成員に対し強制力を揮るって自己と同一行動をとらしめるという場合であり、またこのふたつの場合に限られるのである。とくに(ii)の場合についてはそれが正当化されないことをすでに述べた。これが強制力を伴った共同歩調を本来は必要としないのに現に使用してしまっている場合なのである。

(1) 圧力団体がこのように望ましくなくにもかかわらず彼らが現実を制しているのはなぜかが興味ある問題である。しかしこの点についてはダウンスのすぐれた解答があるのだからここではあきらめておく。Anthony Downs, *An Economic Theory of Democracy*, (Harper & Row, 1965), pp. 238-59, および拙稿「代議制民主主義と情報のコスト」『法学研究』五三巻九号。

結 論

問題解決の一方法として政治的解決があるが、それが正当化されるのはいかなる場合であるか。これが本稿の問題提起であった。ここにいう政治的解決とは問題解決のために強制力を伴う共同歩調をとることを指す。強制力というものは人々の効用を減ずるものであるから、できればかかる解決手段は避けるべきであろう。

ではそれが不可避な場合はどのようなものか。それは人々が強く望んでいるサーヴィスがソーシャル・ティレンマの状況にある場合である。このような場合にはサーヴィス確保のために共同歩調をとるというルールを設定し、そのルール遵守のため違反者にはペナルティーを課すという意味での強制力が必要となるのである。

以上政治的解決が不可避である状況は明らかになったが、その種の解決に伴う強制力を全体として削減するための一層の工夫が必要である。それはなにか。それはその確保の上でソーシャル・ディレンマにある各々のサーヴィスをインテンシティの強度の順に並べ、その確保のためのそれぞれのルールに対し強制力を濃淡をつけて順に配分することである。インテンシティの強いサーヴィスにはその確保のための強い強制力を、インテンシティの弱いサーヴィスには弱い強制力を配分し、いずれのサーヴィスにおいてもインテンシティ対強制力(ペナルティーで示す)の比が同一になるようにすることである。これが社会全体の強制力を最小化するための必要条件である。

この最適性の条件をひとつの(唯一ではない)基準として、観察される政治現象を評価することが可能となる。プラトンのいう独裁制や僭主制あるいは代議制民主主義における圧力団体の横行はすべてこの最適性の条件を満たさないものとして位置づけることができる。すなわち社会全体の強制力の最小化の阻害ということ、換言すれば社会全体の自由の最大化の阻害がこれである。

以上の分析から政治学に対するひとつの規定が示唆される。曰く、政治学とは強制力がここであるサーヴィス確保のためのルールにどのように配分されているか、また配分されるべきかを究明する学である、と。

附論 強制力の定式化について

ここでは第一節で述べた強制力について定式化をしておく。AがBを強制するということを考える。Aの変数を

y 、パラメーターを x とし、 B の変数は x で、パラメーターは y であるとする。いま A が y をコントロールするとし、その y の各値の下で B が最適の x の値をきめるものとする。 B の定めた x の最適値の集合は x^* とする。この x^* の中から A は自分の利得を最大にするような値を選択するように y の値を定めるのである。なお B の効用は A の最適化行動によって減少しなくてはならない。

さて先述のとおり x^* は y の関数であるから、それを消去でき、 A と B の各効用の水準は y のみの関数として表わせる。

$$U^A = U^A(y) \quad \frac{dU^A}{dy} > 0, \quad \frac{d^2U^A}{dy^2} < 0$$

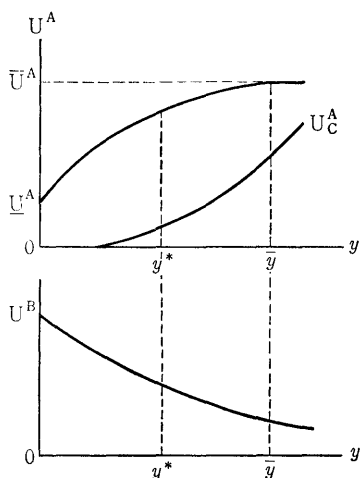
$$U^B = U^B(y) \quad \frac{dU^B}{dy} < 0, \quad \frac{d^2U^B}{dy^2} > 0$$

ただし B は y をコントロールできない。できるのは A であるが、しかしそのためにはコストがかかる。ここにコストとはたとえば A が B の弱味をにぎるための情報の収集のためとか B をたたきのめすための暴力装置を入手するために投下する時間や労働といったもよいが、ここでは、これら時間や労力が他の用途にふり向けられたならば得られるであろう最大限の効用であるとしておこう。そしてコスト通増であるとする。つまり

$$U_c^A = U_c^A(y) \quad \frac{dU_c^A}{dy} > 0, \quad \frac{d^2U_c^A}{dy^2} > 0$$

である。かくして A は

$$U^A(y) - U_c^A(y)$$



を最大化ならしめる y の値 y^* を採用するが、その値の下では A の限界効用と限界コストが等しくかつ

$$U^B(0) - U^B(y^*) > 0$$

でなくてはならない。(この符号が反対であれば bribery になる。)これを図解すると左図の如くなる。

上図における $\bar{U}^A$ と $\bar{U}^A$ との差が intervention value でこれがゼロであれば A は B に対し介入する誘因をもたない。この図では強制力は部分的である。文字通り相手 B を意のままにするには y^* が $\bar{y}$ と一致するまで増加しなくてはならないからである。そうなるためのひとつの方法は U^A_C の傾きを下げることであろう。ペナルティーは下図 $U^{B(0)}$ と $U^{B(y^*)}$ の差で示され、その最大値は $U^{B(0)}$ と $U^{B(\bar{y})}$ の差である。もし U^B 曲線が y 軸に水平ならば、A の B に対する強制力はゼロになる。

第一節の説明では本節のように y が連続した値をとるというのではなく、0 と $\bar{y}$ (これを 1 とした) の二点の値しかとらないものとして論じた。

以上の議論は最適情報量の決定のメカニズムについて論じた拙論の応用である。詳細についてはそれを参照されたい。

(1) 拙稿「代議制民主主義と情報のコスト」『法学研究』五三巻九号、七七—八頁参照。

(昭和五十八年四月二十九日脱稿)

本稿は慶應大学大学院における理論系合同演習で数年来筆者が主張してきた議論をとりまとめたものである。同演習で報告した拙稿「装置について」(mimeo.)

ographed, 1980. 7. 8) および法学研究会で報告した拙稿「政治的なものとソーシャル・ディレンマ」(mimeographed, 1982. 11. 5) が本稿の基礎になっている。この間根岸毅氏と鶴野寿亮氏より貴重なコメントを受けた。また中澤敏明氏は詳細な批判を寄せられ、それを示唆として筆者は草稿を大幅に改善できた。これら諸氏に対し心から謝意を表する次第である。もとよりありうべき誤謬はもっぱら筆者の責に帰すべきものである。

なお本稿の作成に際し、昭和五十七年度慶義塾学事振興資金の援助を受けた。記して謝意を表したい。

* 英文タイトル “Foundations of a Normative Theory of Politics : Social Dilemma and Intensity.”